

**【問題】**

民法は、「私法の基本法」と呼ばれ、私人間の関係を律する法律として、古くはローマ時代から利用されてきた概念が反映された法律です。この分野では、私的自治の原則のもと、当事者が自ら欲する行為を相手と自身の便益にかなうように自由に締結しながら、生活を行って来ました。ここでは、民法(法律の名前はさまざまですが、根本の考え方は普遍です)が、私人間の関係から生じた紛争の解決を目指すための法律として、利用されてきました。ところが、20 世紀に入り、産業革命が進展し、資本主義が発達するにつれて、巨大資本を持つ「会社」という組織が現れ、これまでの私人間の紛争解決手段としての民法の規定をそのまま適用するのでは、うまく問題が解決できなくなる事例が生じるようになりました。このような問題認識のもと、会社とは何か、という観点に触れながら、これまでの民法の規定では問題が生じるような事例とそれへの対処のために導入された、修正された法的な解決策(従来の民法の規定を修正するような解決策)について、具体的事例を挙げながら、論じなさい。(1,500 字以内)

**【解答】**

会社法でいう「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社のことで、いずれも法人である。法人とは、自然人と並んで法律上、権利義務の主体となることを認められたもののことである。<sup>i</sup>つまり、株式会社のルールや組織といえども、私人間と同じ権利と義務を持つものとして認められている。しかし、株式会社のルールや企業結合、労働争議など、これまでの民法の規定では対応できない事態が生じてきたため、2007 年に現代社会に即したかたちで会社のガバナンスを実現できるよう、体系的に法律を整備するため、会社の設立・運営・清算などの規定や手続きを詳細に定める会社法が施行されるようになった。

会社法の制定以前は、商法で会社の設立・運営などに関するルールが定められていた。しかし、商法の会社に関する規定は、グローバル化が進展する社会情勢に反して時代遅れの内容であった。さらに、度重なる法改正を繰り返したことにより、商法の中でも規定間の矛盾が生じている状況であり、2014 年、2019 年に 2 度の改正を経て現行の会社法に至っている。<sup>ii</sup>

特に会社をめぐる大きな問題はコンプライアンス(法令遵守)である。本来、企業活動にせよ個人の行為にせよ、法令を守るのは当然である。しかし、会社組織の場合、大掛かりで組織的な談合、有価証券報告書への虚偽記載、インサイダー取引、個人情報漏洩、贈収賄、簿外債務の発覚など、大企業の不祥事が後を絶たない。これらに対する社会的な避難が高まるなかで、違法行為をしないという経営姿勢を維持しなければ、会社そのものの存続が危うくなる。会社の規模が大きくなればなるほど、責任の範囲も私人間の範囲を

大きく超えるものとなる。例えば、贈収賄事件や粉飾決算などにおける刑事責任や損害賠償などの民事責任、そして許認可の取消しという行政処分等の法律上の処罰があるが、そうした法的リスクを回避するコンプライアンスが必要となっている。<sup>iii</sup>

コンプライアンスといっても、個人の行動・判断における倫理観だけでは対応できない。たとえば、金融機関が投資信託を販売するにあたってどの程度まで顧客にリスクを説明すれば十分かなどということは、顧客の投資経験を前提に、金融商品取引法、銀行法、金融商品販売法、消費者契約法など、多くの法律の知識が必要となる。そのため、委員会等を組織し、研修を積み重ね、問題に対してはその原因の特定と除去、再発防止策を講じることなど、組織として対応することが求められる。

会社法が施行された頃から、コーポレートガバナンスがニュースで話題になることが増えてきた。会社は一法人として外部との権利や義務を持つものであるが、同時に出資者に支えられたものである。会社の所有者は会社に出資した銀行や保険会社、主要取引先も含まれる。対外的な説明責任や経営の透明性がきちんと確保されていないと、会社は存続することができない。<sup>iv</sup>

会社法では、取締役会設置会社において内部統制システムの構築は取締役会の決定事項とし、大会社ではこの構築を設置義務としている。法律によって、あるべきコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制の確立を会社に課したのである。それまでは大企業の不祥事が社会に与える影響や株価への信頼の低下など、従来の民法では対応しきれなかった問題が会社法によって対応できるようになったのである。<sup>v</sup>

文字数：1,498

#### 【引用・参考文献】

---

<sup>i</sup> 中島成『図解 会社法のしくみ』日本実業出版社,2015,pp.22

<sup>ii</sup> 尾崎哲夫『はじめての会社法』自由国民社,2015,pp.13

iii 中島成前掲書,pp.24

iv 中島成前掲書,pp.26

v 中島成前掲書,pp.30